

岩手県内水面漁場管理委員会公示第1号

岩手県内水面漁場管理委員会規程等の一部を改正する公示を次のように定める。

令和2年10月6日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 佐藤由也

岩手県内水面漁場管理委員会規程等の一部を改正する公示

(岩手県内水面漁場管理委員会規程の一部改正)

第1条 岩手県内水面漁場管理委員会規程(昭和48年岩手県内水面漁場管理委員会公示第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会議) 第2条 <u>令第26条</u> の規定により準用する <u>令第25条第2項</u> の規定により会議を招集すべき旨の要求があったときは、会長は、その要求があった日から7日以内に会議を招集するものとする。 2・3 [略] (行政文書の種類) 第12条 行政文書の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 令達文書 ア 内水面漁場管理委員会指示 <u>法第130条第4項</u> の規定により委員会が行う <u>法第67条第1項</u> の規定に基づく指示 イ [略] (2) [略]	(会議) 第2条 <u>令第15条</u> の規定により準用する <u>令第14条第2項</u> の規定により会議を招集すべき旨の要求があったときは、会長は、その要求があった日から7日以内に会議を招集するものとする。 2・3 [略] (行政文書の種類) 第12条 行政文書の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 令達文書 ア 内水面漁場管理委員会指示 <u>法第171条第4項</u> の規定により委員会が行う <u>法第120条第1項</u> の規定に基づく指示 イ [略] (2) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県内水面漁場管理委員会が行う意見の聴取の手続に関する規程の一部改正)

第2条 岩手県内水面漁場管理委員会が行う意見の聴取の手続に関する規程(平成7年岩手県内水面漁場管理委員会公示第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 岩手県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が行う漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。) <u>第34条第4項、第37条第1項、第38条第1項並びに第39条第1項、第2項及び第13項(第36条第3項において準用する場合を含む。)</u> 、 <u>第38条第3項、第128条第2項並びに第10条、第22条第1項及び第36条第1項の規定に基づく処分に係る意見の聴取の手続</u> については、法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。	(趣旨) 第1条 岩手県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が行う漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。) <u>第86条第1項(免許後に同項の条件を付けようとする場合に限る。)</u> 、 <u>第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項(これらの規定を法第88条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。))において準用する場合を含む。)</u> 、 <u>第169条第2項、第177条第14項において読み替えて準用する同条第6項並びに第69条第1項、第76条第1項及び第88条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)</u> の規定に基づく処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令(昭和25年政令

(開催の決定)

第2条 委員会において、意見の聴取（法第10条、第22条第1項及び第36条第1項の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第13条までにおいて同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(期日、案件等の公示)

第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第1条の2において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。

(意見の聴取の期日の変更)

第5条 [略]

2 [略]

3 委員会は、前項の規定に基づき意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、当該変更後の意見の聴取の期日又は場所を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の規定に基づく許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出して行うものとする。

(文書等の閲覧の手続)

第8条 法第34条第7項（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項、第39条第4項及び第14項並びに第128条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく資料の閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧については、口頭で求めることができるものとする。

2 [略]

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合に

第30号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(開催の決定)

第2条 委員会において、意見の聴取（法第69条第1項、第76条第1項及び第88条第1項の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第13条までにおいて同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(期日、案件等の公示)

第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。

(意見の聴取の期日又は場所の変更)

第5条 [略]

2 [略]

3 委員会は、前項の規定に基づき意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、当該変更後の意見の聴取の期日又は場所を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定に基づく許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出して行うものとする。

(文書等の閲覧の手続)

第8条 法第89条第6項（法第86条第4項、第92条第3項及び第93条第3項（これらの規定を法第88条第4項において準用する場合を含む。）、第88条第4項、第169条第3項並びに第177条第14項において読み替えて準用する同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく資料の閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧については、口頭で求めることができるものとする。

2 [略]

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合に

において、当該審理において当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項、第39条第4項及び第14項並びに第128条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその閲覧を拒んだ場合は、この限りでない。

（補佐人の出頭許可の手続）

第9条 令第1条の2において準用する行政手続法第20条第3項の規定に基づく許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出して行うものとする。

2 [略]

（陳述書の記載事項）

第10条 令第1条の2において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

（意見の聴取の調書及び報告書の記載事項）

第11条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書（以下「意見の聴取の調書」という。）には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

（1）～（7） [略]

2 [略]

3 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）・（2） [略]

（意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続）

第12条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第4項の規定に基づく閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出して行うものとする。

2 [略]

（意見の聴取の再開）

第13条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、意見の聴取を再開することが

において、当該審理において当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第89条第6項後段（法第86条第4項、第92条第3項及び第93条第3項（これらの規定を法第88条第4項において準用する場合を含む。）、第88条第4項、第169条第3項並びに第177条第14項において読み替えて準用する同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその閲覧を拒んだ場合は、この限りでない。

（補佐人の出頭許可の手続）

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定に基づく許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出して行うものとする。

2 [略]

（陳述書の記載事項）

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

（意見の聴取の調書及び報告書の記載事項）

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書（以下「意見の聴取の調書」という。）には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

（1）～（7） [略]

2 [略]

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）・（2） [略]

（意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続）

第12条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定に基づく閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出して行うものとする。

2 [略]

（意見の聴取の再開）

第13条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、意見の聴取を再開することが

できる。令第1条の2において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(行政手続法の準用)

第14条 行政手続法第15条(第2項第2号を除く。)、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第10条、第22条第1項及び第36条第1項の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」とあるのは「陳述書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

(準用)

第15条 第2条から第6条まで、第9条から第11条まで及び第13条の規定は、法第10条、第22条第1項及び第36条第1項の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。

できる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(行政手続法の準用)

第14条 行政手続法第15条(第2項第2号を除く。)、第16条、第21条、第23条及び第24条第1項から第3項までの規定は、法第69条第1項、第76条第1項及び第88条第1項の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第21条第1項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第23条第1項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」とあるのは「陳述書若しくは証拠を提出しない場合、」と、同法第24条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

(準用)

第15条 第2条から第6条まで、第9条から第11条まで及び第13条の規定は、法第69条第1項、第76条第1項及び第88条第1項の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県内水面漁場管理委員会が行う公聴会の手続に関する規程の一部改正)

第3条 岩手県内水面漁場管理委員会が行う公聴会の手続に関する規程(平成7年岩手県内水面漁場管理委員会公示第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定により、岩手県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が行う公聴会の手続に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第5項の規定により、岩手県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が行う公聴会の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この公示は、令和2年12月1日から施行する。